

千葉県税理士会 千葉西支部 研修会

令和5年10月24日（火） 13:00～16:00

## 「電子帳簿保存法」

顧問先が年末までに行うべき「電子取引」の義務化対策



どうみょう たかひろ  
講師 道明 誉裕

税理士+技術者

### 研修受講の留意点・免責事項

- ① レジュメの著作権は、著作権者である道明 誉裕にあります。本日の研修内容を実務に活かすための自己研鑽や学習としての 1次利用を目的として制作した資料ですが、内容紹介や複製配布の 2次的な無断の商用利用も可能とします。
- ② 本日の研修資料は、令和5年8月31日時点の税制に基づいて作成しています。頻繁に税制改正がありますので、実際の税制の適用時期には、各自ご留意くださいませ。
- ③ 本日の研修内容は、全て自己責任の上でご活用ください。苦情は一切受けません。いかなる理由でも、当オフィスは損失の補填・損害の賠償は一切行いません。
- ④ 上記について、予め全てご了承いただいたものとみなして受講いただいております。

### 講師の略歴等



### 道明 誉裕 (どうみょう たかひろ)

#### 税理士 (千葉県税理士会 千葉西支部 所属) + 技術者 (工学修士)

1978年5月 北海道 札幌市 生まれ。2003年3月 北海道大学 大学院 工学研究科 修了。東証1部上場 製造業のエンジニアとして、社内の部門横断型プロジェクト組織にて、カイゼン活動や業務効率化を指揮。製造業派遣問題・2008年頃のリーマンショックなどを目の当たりにして、危機感から将来予測して一念発起し、税理士の資格取得を目指す。東京都内の小規模・中堅の税理士法人を数カ所経験し、最後に国内大手の税理士法人の資産税課も経験。コロナ禍の不利なビジネス環境のなか、2020年8月にIT・カイゼン・技術に関するサービス業「あすも」を開業。5科目官報合格し、2021年4月に「道明誉裕税理士事務所」を開業し、現在に至る。税理士として、相続税や公益法人等の決算申告などの特殊な税務もこなしつつ、技術者として、VBAプログラミングなどの税理士業務の業務効率化サポートも行っている。日本税理士会連合会主催・全国8万人のプロ税理士向けなどの研修講師も多数務めており、土業のシンポジウム等にも積極的に参加している。

#### 【受賞歴】

2001年3月 蘭岳賞 受賞 (室蘭工大 工学部 首席卒業)

2023年3月 やちよサービス大賞「優秀賞」 受賞 (八千代商工会議所) (\*)

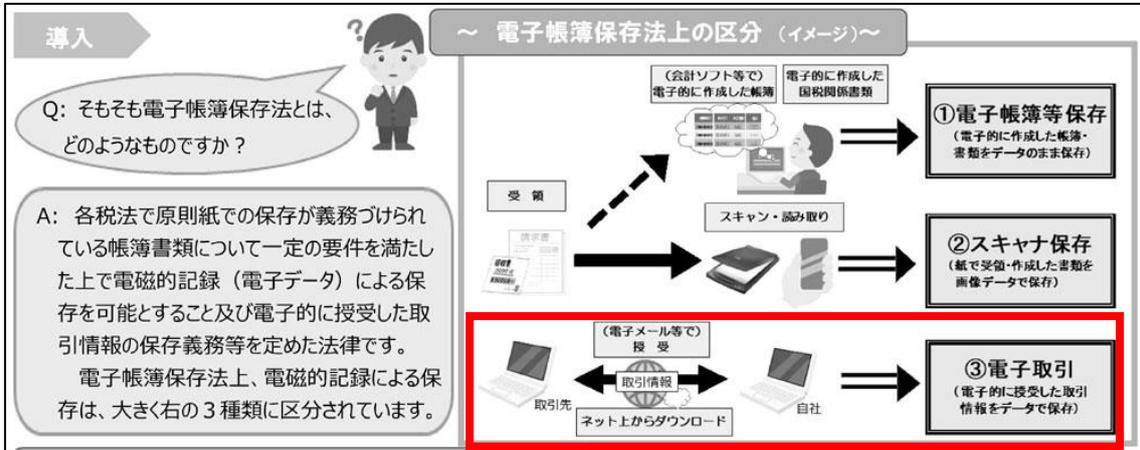
\* ホームページにて公開中の税務会計などの無料クラウド試算アプリが評価されました

「あすも／道明誉裕税理士事務所」 <https://asumo.online/>

・千葉西支部では、広報部員 (ホームページ新規制作担当)・税務支援対策部員を任せていただいております。地元の支部のみなさまにも、平素よりたいへんお世話になっております。本日は何卒よろしくお願ひ申し上げます！

「電子帳簿保存法」顧問先が年末までに行うべき「電子取引」の義務化対策

(1) 「電子帳簿保存法」とは、そもそもどういう法律なのでしょう？



引用元 : 国税庁の以下リンク先 PDF (R3.12 改訂) より抜粋

[https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021012-095\\_03.pdf#page=4](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021012-095_03.pdf#page=4)

「電子帳簿保存法」は、①～③の大きく3つに区分できます。本日お集まりいただいた先生方の顧問先様の大半は、もしかすると、上記3つの区分のうち、**令和6年元日より義務化**される「**電子取引**」に、関心が集中するのではないかと思います。支部や当オフィスにも、同内容での研修の依頼が多数きております。顧問先や確定申告の顧客等より、電子取引について、みなさまの事務所にも問い合わせが来る可能性も多々あります。そこで、本日の研修では、「**電子取引**」の説明を中心に行いつつ、先生方の顧問先様の経営上のご事情も考慮して場合分けした2つの電子取引対策の案を最優先してお話します。

電子帳簿保存法の区分	義務化は？	コメント
① 帳簿保存・書類保存	<b>任意</b> (そもそも紙保管が原則)	台紙に貼る作業や書庫管理など <b>業務効率化</b> や <b>コストダウン</b> が見込めるものの、導入コストや管理面でハードルの高さあり。
② スキャナ保存		
③ <b>電子取引</b> ①	<b>電子取引</b> の場合、データの <b>電子保存が義務化されます</b> (R6.1.1～)	近年、 <b>メール</b> や <b>クラウド</b> 等で <b>請求書</b> や <b>領収書</b> などの <b>証憑類</b> を、PDFファイル等の <b>データ</b> として <b>受理</b> する事が <b>商慣習</b> 上増えてきました。これらのデータの <b>電子保存</b> が <b>全事業者の義務</b> となり、上層部はもちろんとして、 <b>現場の職人さんや事務員、アルバイトの方々など、売買に関わる末端の人</b> にまで、しっかりと <b>年末までに事前に周知</b> する必要があります。

(2) 「③ **電子取引**」の**電子保存要件・改正論点**などを整理して・理解しましょう！

先生の顧問先様のご事業の**一般職員**や**アルバイト**のみなさまへの**概要説明**などに、**そのままお使いいただく**ことを考えますと、**国税庁ホームページのパンフレット**が**最もわかりやすい**かと思えます。1回転目の学習では、あえて、こちらを用いて解説したいと思います。

～ 電子取引(区分③)に関する改正事項 ～

1 **タイムスタンプ要件及び検索要件について次のとおり要件が緩和されました。**  
 タイムスタンプ要件に係るタイムスタンプの付与期間及び検索要件に係る検索項目について「スキャナ保存(区分②)に関する改正事項」の2(1)と(4)と同趣旨の改正が行われたほか、基準期間(注)の売上高が1,000万円以下である方(小規模な事業者)について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件の全てが不要とされました。  
令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

(注) 「基準期間」とは、個人事業者については電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人については電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいいます。

2 **適正な保存を担保する措置として、次の見直しが行われました。**

(1) 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。  
令和4年1月1日以後行う電子取引について適用(注)

※ 消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能です。  
 (注) 令和5年12月31日までに電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません(事前申請等は不要)。令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

(2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される**重加算税が10%加重される措置が整備されました。****罰則：青色申告の取消にも留意**  
令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

※ 下記要件のうち下線を付した部分が、令和3年度税制改正により変更があった箇所です。

電子取引の保存要件	真実性の要件	以下の措置のいずれかを行うこと ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う ② 取引情報の授受後、速やかに(又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに)タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う	「真実性の要件」は「いずれか」に注目
	可視性の要件	保存場所に、電子計算機(パソコン等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと 電子計算機処理システムの概要書を備え付けること 検索機能※を確保すること ※ 帳簿の検索要件①～③に相当する要件(ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③不要) 保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能不要	「検索機能の確保の要件」の緩和(R5)

引用元 : 国税庁の以下リンク先 PDF (R3.12 改訂) より抜粋

[https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021012-095\\_03.pdf#page=4](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021012-095_03.pdf#page=4)

【令和4年1月以降用】

## 電子取引データの保存方法をご確認ください

◆ 令和5年12月31日までに行う電子取引については、**保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるように**していただければ差し支えありません（事前申請等は不要）。

◆ 令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

- 請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。
- 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

✓ **保存すべき電子データは？** 顧問先の対策状況は、いかがですか？

◆ **紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ**

（例）請求書、領収書、契約書、見積書など

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります（PDFやスクリーンショットによる保存も可）。

✓ **どのように保存する必要があるのか？**

◆ **改ざん防止のための措置をとる**

導入コストかかる

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」でも構いません。

◆ **「日付・金額・取引先」で検索できるようにする**

コストかけない

専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です（詳しくは裏面をチェック）。

※2年（期）前の売上が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め（税務職員への提示等）に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。

◆ **ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける**

「検索機能の確保の要件」

の緩和（R5）（後出）

 国税庁

令和3年11月  
（令和3年12月改訂）

## ✓ 改ざん防止のための措置について

- ◆ システム費用等をかけずに導入できる“改ざん防止のための事務処理規程”については、[国税庁HP](#)でサンプルを公表しています。

※Word ファイルで公表していますので、ひな形としてご利用いただけます。



(後述しますが) 令和5年度の税制改正で、「[検索機能の確保の要件](#)」の緩和がありました

## ✓ 検索機能を確保する簡易な方法について

以下のいずれかの方法でも、検索機能を確保していることとなります。

- ◆ **表計算ソフト等で索引簿を作成する方法**

表計算ソフト等で索引簿を作成しておくことで、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。

(イメージ)

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20210131	110000	株式会社	請求書
2	20210210	330000	国税工務店株	注文書
3	20210228	330000	国税工務店株	領収書
...				
49	20211217	220000	株式会社	請求書
50	20211227	55000	国税工務店株	領収書

- ◆ **規則的なファイル名を付す方法**

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

(イメージ)

20210131_110000_(株)株式会社.pdf
20210210_330000_国税工務店(株).msg
20210228_330000_国税工務店(株).pdf
20211217_220000_(株)株式会社.msg

(例) 2021年1月31日(株)霞商店からの110,000円の請求書なら「20210131\_110000\_(株)霞商店」

※ 税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

## ✓ 市販のソフトウェア等を使用する方への参考情報

- ◆ 電子取引データの保存については、専用システムやソフトウェア等をご用意いただかなくても対応いただけますが、保存や検索などが効率的にできるソフトウェア等も販売されています。

- ◆ 要件を満たしたソフトウェア等か確認するための[認証制度](#)があります。

市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(J I I M A)の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署又は国税局に事前相談窓口も設けています。

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、 で



令和3年11月  
(令和3年12月改訂)

令和5年度の税制改正の内容にも触れます（頻繁に改正が入っております）。

## 電子帳簿保存法の内容が改正されました

～ 令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要 ～

近年、電子帳簿保存法は  
**頻繁に改正**されています

Q: 「電子帳簿等保存制度」とは、どのような制度ですか？

A: 電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、3つの制度に区分されています。

### ① 電子帳簿等保存【希望者のみ】

ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。

さらに、一定の範囲の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置があります（あらかじめ届出書を提出している必要があります）。

### ② スキャナ保存【希望者のみ】

決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

### ③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

※ 記録の改ざんなどを防止するため、①～③の保存を行うためには一定のルールに従う必要があります。

令和5年度税制改正による主な改正事項については、次ページ以降でご説明します。

令和5年度税制改正を反映した電子帳簿等保存制度のQ&Aなど電子帳簿保存法についての情報は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に随時掲載していきます。

また、電子帳簿等保存制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)をご確認ください。

詳しくは、 で

こちらからも  
特設サイトに  
アクセスできます



国税庁  
(法人番号 7000012050002)

令和5年4月 1

## ① 電子帳簿等保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲が見直されました。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲が、申告所得税・法人税について以下のとおり見直されました。

なお、消費税についてこの措置の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲については、変更はありません。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲

### 【見直し前】

①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿（全ての青色関係帳簿）

### 【見直し後】

①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿（以下の記載事項に係るものに限定）

③における記載事項	帳簿の具体例
売上げ（加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含む。）その他収入に関する事項	売上帳
仕入れその他経費（法人税は、賃金・給料・法定福利費・厚生費を除く。）に関する事項	仕入帳、経費帳、賃金台帳（所得税のみ）
売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	売掛帳
買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	買掛帳
手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項	受取手形記入帳、支払手形記入帳
その他の債権債務に関する事項（当座預金を除く。）	貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿
有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項（法人税のみ）	有価証券受払い簿（法人税のみ）
減価償却資産に関する事項	固定資産台帳
繰延資産に関する事項	繰延資産台帳

「帳簿」のデータ保存の改正部分です。電子取引の話ではありませんので、軽めに解説します

### Q: 「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」とは、どのような措置ですか？

A: 一定の範囲の帳簿について、「モニター・説明書等を備え付ける」などの電子帳簿として保存するための要件に加えて、

① 訂正削除履歴の保存、② 帳簿間の相互関連性 ③ 日付・金額・相手方による検索機能の3要件を全て備えて保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置です（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

## ② スキャナ保存に関する主な改正事項

「スキャナ保存」に関する改正  
部分です（軽めに解説）

※ 令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類について適用されます。

### (1) 解像度・階調・大きさに関する情報の保存が不要とされました。

国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度・階調・大きさに関する情報の保存を必要とする要件が廃止されました。

なお、これらの情報を保存しておくことは不要となりましたが、スキャナで読み取る際に守らなければならない解像度（200dpi以上）や階調（原則としてカラー画像）などの要件自体に変更はありません。

### (2) 入力者等情報の確認要件が不要とされました。

スキャナ保存時に記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくことを求める要件が廃止されました（電子取引データ保存についても同様です。）。

### (3) 帳簿との相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定されました。

スキャナで読み取った際に、帳簿と相互にその関連性を確認できるようにしておく必要がある国税関係書類が、「重要書類（契約書・領収書・送り状・納品書等のように、資金や物の流れに直結・連動する書類）」に限定されることとなりました。

この見直しにより、「一般書類（見積書・注文書等や納品書の写しのように、資金や物の流れに直結・連動しない書類）」をスキャナ保存する場合については、相互関連性の確保が不要となりました。

「検索機能の確保の  
要件」の緩和（R5）

## ③ 電子取引データ保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用されます。

### (1) 検索機能の全てを不要とする措置の対象者が見直されました。

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め（調査担当者にデータのコピーを提供すること）」に応じることができるようにしている場合に検索機能の全てを不要とする措置について、以下のとおり対象者が見直されました。

イ 検索機能が不要とされる対象者の範囲が、基準期間（2課税年度前）の売上高が「1,000万円以下」の保存義務者から「5,000万円以下」の保存義務者に拡大されました。

ロ 対象者に「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者」が追加されました。

### (2) 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。

（参考） 令和5年12月31日までにやり取りした電子取引データを「宥恕措置」を適用して保存している方は、令和6年1月1日以後も保存期間が満了するまで、そのプリントアウトした書面を保存し続け、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば問題ありません。

### (3) 新たな猶予措置が整備されました。

次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができるとされました。

イ 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

ロ 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

上記(2)の宥恕措置では、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じる必要はありませんでしたが、上記(3)の新たな猶予措置では、プリントアウトした書面の提示・提出の求めに加え、電子取引データについても「ダウンロードの求め」にも応じる必要がありますので、ご注意ください。

3

(3) 電子取引対応ソフトを導入して業務効率化したい場合

資金力で余裕のある事業者の場合には、事務作業のデジタル化・業務効率化のために、電子取引対応ソフトを導入してでも業務効率化したいと考えるかもしれません。

電子取引対応ソフトとは、さきほど紹介した「真実性の要件」の4要件でいうところの①～③が該当すると思います。①と②については、タイムスタンプを付すため、比較的高価なソフトウェアとなる事が想定され、都度タイムスタンプを付す関係でサブスクリプション契約の支払いも別途生じてくるのかもしれませんが。一方で、③については、タイムスタンプが不要ですので、比較的廉価なソフトウェアとなる事が想定されます。いずれにしましても、電子帳簿保存法全体の適用要件を満たすソフトウェアを導入するなら、事務書類関係の大半を電子化できますので、作業の時短や業務効率化などが期待できるかと思います。

「電子取引」に対応するソフトウェアは、以下のサイトにて都度確認することができます。IT 導入補助金や、法人税・所得税の税額控除なども含めて、導入を検討する前に確認しておく方が良いかと思います。

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)「電子取引ソフト法的要件認証製品一覧」

<https://www.jiima.or.jp/certification/denshitorihiki/list/>

時短で早く帰宅!  
業務効率化を重視  
する人向けです

JIIMA  
文書情報管理士・文書情報マネージャー 認定団体  
公益社団法人日本文書情報マネジメント協会  
☐ 問い合わせ ☑ アクセス ➔ 入会案内 🗺️ サイトマップ English 🔍

## 電子取引ソフト法的要件認証製品一覧

🏠 TOP / JIIMA認証制度 / 電子取引ソフト法的要件認証制度 / 電子取引ソフト法的要件認証製品一覧

▼ 認証制度について    ▼ 認証を受ける方    ▼ 既にお持ちの    ▼ 認証製品一覧  
税務会計・電子書庫ソフトが、既に電子取引に対応しているかも?

※下記バージョン以降を認証製品とする

認証番号	ソフトウェア名称	※バージョン	メーカー	主製品/派生製品	審査基準法令年度	認証有効期限

(4) 電子取引 対応ソフトを導入せずに対策 したい場合

タイムスタンプ要件が必須ではなくなったとは言え、電子取引データの保存に対応しているソフトウェア（電子書庫ソフト・税務会計ソフト）の導入は、それなりの 初期導入コスト負担 が求められます。また、当該ソフトウェアの 管理運用の人材確保（システムアドミニストレータ等の IT に一定以上詳しい人材の配置）も要するものと思われます。

従いまして、小規模な事業者の場合においては、資金力などの懐事情や IT 人財の採用面等を察しますと、対応するソフトウェアの導入は苦しいと感じられるケースも想定されます。業務効率化はやむなく諦めてでも、人海戦術などを駆使して、外部流出コストを少しでもカットする事を優先したいと考える 小規模事業者（特に、個人事業主や零細法人など）も存在するかもしれません。このような方々向けにも、税理士として、寄り添って適切なアドバイスをさせていただきます。ソフトウェアを購入しないで済む方法を考えました。



【辛口コラム】 IT 導入補助金 2023 <https://www.it-hojo.jp/>

「IT 導入補助金は補助率や区分が色々あってわかりにくい・・・  
・・・いずれにしても、一部自己負担額が小規模事業者である  
当社にはキャッシュフロー面で厳しいかもしれないなあ・・・」

電子取引対応ソフトを 導入せずに対策したい場合として、当オフィスにて一案を講じてみました。さきほど「真実性の要件」を紹介いたしました。この「真実性の要件」の 4つの要件のいずれかを遵守するのなら、電子帳簿保存法「電子取引」の要件を満たすものとして取り扱われると読み取れます。よって、電子取引対応ソフトを導入せずに対策したい場合には、「真実性の要件」のうち、④「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」にて管理運用していくのは、いかがでしょうか？ 次ページに【参考資料】として、「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を国税庁ホームページから引用しつつ、当オフィスからのコメントやアドバイスも加えた上で、記載いたしました。



「可視性の要件」の 3要件、特に「ファイルの検索機能の要件」に留意する必要がありましたが、令和5年度税制改正によって、検索機能の確保の要件の緩和がありましたので、作業工数も少なくなり、かつ、高級ソフトウェアの導入が無くても十分対応が可能になるものと考えられます。

「電子帳簿保存法」顧問先が年末までに行うべき「電子取引」の義務化対策

「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」

国税庁ホームページより <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

**法人**の例と、**個人事業主**の例として、それぞれの場合の **Word ファイル**が一般公開されています。**ダウンロード**して、先生の顧問先様の**会社やお店**の状況に合わせて**微調整**をかけて**社内規定**を作成し、**印刷して内部関係者全員に年内までに予め周知**すると良いでしょう。

(法人の例)

(法人の例) は、**株式会社**だけでなく、**従業員が多めのお店**のような**個人事業主向けの「詳細版」**も兼ねている様子です

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第1章 総則

- ・上段：電子帳簿保存法の正式名称です
- ・下段：なぜこの書類を作成して周知や管理運用を徹底するのが大切ですか？

(目的)

第1条 この規程は、**電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため**、〇〇において行った**電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。**

(適用範囲)

第2条 この規程は、**〇〇(社名・屋号)の全ての役員及び従業員(契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。**以下同じ。)に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の**管理責任者**は、●●とする。

・**管理責任者**も決定して管理運用させなければなりません

【ここ！重要です！】

- ・**全役員・全従業員が遵守**しなければなりません。**アルバイトも含まれます。**
- ・これは、後述の**ひとり親方**のような**小規模の個人事業主**のパターンでも、**全く同じ取り扱い**となりますので、ご留意ください。

## 第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 EDI取引
- 二 電子メールを利用した請求書等の授受
- 三 ■■(クラウドサービス)を利用した請求書等の授受
- 四 . . . . .

記載に当たってはその範囲を具体的に記載してください

「EDI取引」ってナニ？  
事業者間を専用回線やインターネットを介し、  
電子証憑類を直接的に送受信する取引形態

(取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、  
第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に10年間以上保存する。

(対象となるデータ)

第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- 一 見積依頼情報
- 二 見積回答情報
- 三 確定注文情報
- 四 注文請け情報
- 五 納品情報
- 六 支払情報
- 七 ▲▲

10年以上のデータ保存が目安です。期間を短くしたい場合は顧問税理士と税目別に相談すると良いです。

顧問先様の実務を想定しますと、メール・クラウドにて受領した電子的な請求書・領収書が保存対象の主体となるかと思えます。(電子契約書・電子見積書も)

(運用体制)

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- 一 管理責任者 ○○部△△課 課長 XXXX
- 二 処理責任者 ○○部△△課 係長 XXXX

(訂正削除の原則禁止)

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

最も重要な部分です。そもそもの電子帳簿保存法の目的そのものと言えます。電子証憑データの改ざんや脱税など悪用防止のためです。青色承認の取消や重加算税に留意です。

(訂正削除を行う場合)

第9条 業務処理上 やむを得ない理由 によって保存する取引関係情報を 訂正または削除する場合 は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

ここも重要です。電子データといえど、大元のデータを作るのはヒトです。所詮、人間のやる事ですので、単純な処理ミス・誤謬などもあるのかもしれませんが、よって、やむを得ない場合、一定ルール下の訂正削除を認めている様子です。

2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。

3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。

4 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。

5 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附則

(施行)

第10条 この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。



ここまでの事務処理規程です！社内規定 (内規) の1つになります。電子取引対応ソフトを導入せず、かつ、会社や従業員数が多い個人事業主の場合には、(法人の例)で作成した内規を、社内各人に配布するか、廊下などの掲示板に印刷物を貼って、年内までに周知徹底すると良いでしょう。

(個人事業者の例)

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を適正に履行するために必要な事項を定め、これに基づき保存することとする。

(訂正削除の原則禁止)

保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(法人の例) とここは同じですので、「訂正・削除」に関する条文の部分が最も重要視されているのがわかります。

(訂正削除を行う場合)

業務処理上やむを得ない理由 (正当な理由がある場合に限る。) によって保存する取引関係情報を訂正又は削除する場合は、「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、当該取引関係情報の保存期間に合わせて保存することをもって当該取引情報の訂正及び削除を行う。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名



この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

ひとり親方 (個人事業主)、または、青色事業専従者・生計外の少ない数の従業員で構成される小さいお店のような小規模な個人事業の場合は、A4・1枚のこちらの内規でも良いかもしれません。

以上のように、(3) 電子取引対応ソフトを導入して業務効率化したい場合と、(4) 電子取引対応ソフトを導入せずに対策したい場合で、デジタル化・業務効率化の着地点や、税理士としてのアドバイスがそれぞれ異なる点などを紹介させていただきました。本日お集まりのみなさまの「電子帳簿保存法」の「電子取引」の義務化対策になれば幸いです。

【辛口コラム】 こんなカイゼンはイヤダ？（元も子もない）日本の DX・・・大丈夫？？

「スキャナ保存する場合、システム代金が結構かかり、電子取引と言いますが、紙の方が取り扱いに慣れています。よって、経理部の私の一存で、今後の証憑類の取り扱いは、スキャナ保存はせず、紙での保存を続ける事とし、電子取引は一切禁止と決めて、紙の郵送に戻しました!」  
・・・という結論にならなければ良いのですが・・・  
スキャナ保存のさらなる要件緩和に期待したいところです。



<みなさまの顧問先の推進状況はいかがでしょう？>

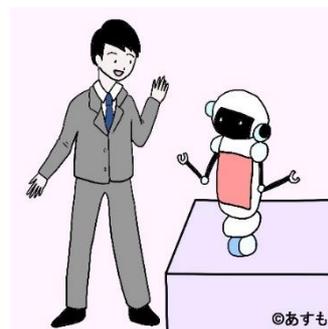
- 各顧問先様の「電子取引」の義務化対策は進んでいますか？（未済・既済）
  
- 各顧問先様はいつまでに準備すると言っていますか？  
（今年の大晦日までには準備を済ませるよう指導すると良いと思います）

○最後に、まとめのポイント整理○ 顧問先様は以下 A. か B. どちらで準備しますか？

- A. 電子取引対応ソフトを導入して、事務全般の業務効率化にも対応するつもりです
- B. 事務処理規程（内規）を作成・周知し、電子取引の義務化だけ乗り切るつもりです

おわりに

本日はたいへんお疲れ様でした！新たな知見や有益な情報は得られましたでしょうか？「デジタル化・業務効率化」の具体的なアイデアや助言が欲しいというコンサルティングや、研修をご希望でしたら遠慮無くご連絡下さいませ。税理士+技術者が全国どこでも駆けつけます！



あすも／道明誉裕税理士事務所 <https://asumo.online/>

○ 支部**広報部**のホームページ部門担当より、インフォメーション！



令和5年4月より、千葉西支部のホームページがリニューアルされました。研修部による研修資料バックナンバーや、総務部による行事予定バックナンバー、広報部による会報バックナンバー、その他写真なども、支部ホームページより、いつでも・どこでも、閲覧・ダウンロードが可能です。

なにかリクエスト等ありましたら、事務局または広報部まで、お申し付けくださいませ。

今回の研修内容が皆様の実務遂行に少しでもお役に立つことを祈念申し上げます。

ご清聴ありがとうございました！

© あすも／道明誉裕税理士事務所